

平成26年度予算審査特別委員会（第1日目）

- ◎ 招集年月日 平成26年3月7日（金）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成26年3月7日（金） 午後1時19分
- ◎ 閉会日時 平成26年3月7日（金） 午後1時35分

◎ 出席委員

1番	西山和夫	6番	泉政栄
2番	木村一	7番	敦澤良子
4番	松井盛泰	8番	吉田峰一
5番	谷口康之	9番	森永勉

◎ 欠席委員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町 長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
生活福祉課長	大野樹
産業振興課長	藤谷亘
建設水道課長	佐々木孝幸
出納室長	大館光晴
教育長	田中健一
教育次長	村上芳二
高校事務長	松崎輝幸
スポーツセンター長	上村政美
給食センター長	(村上芳二)
代表監査委員	村上壽

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事担当係長	野戸英二

平成26年度予算審査特別委員会議事日程

(第1号)

平成26年3月7日(金)午後1時19分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1	議案第 8 号	知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
第 2	議案第 9 号	知内町と松前町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について
第 3	議案第 10 号	知内町と江差町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について
第 4	議案第 11 号	知内町と奥尻町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について
第 5	議案第 12 号	知内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
第 6	議案第 13 号	知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について
第 7	議案第 14 号	知内町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第 8	議案第 15 号	北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例について

● 開会宣言・開議・議事

◎ 委員長(森永 勉)

平成26年度知内町議会予算審査特別委員会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の会議で予算審査特別委員会が設置されましたが、図らずも私が委員長を仰せつかりました。委員各位におかれましては、ご迷惑をかけることもあろうかと思いますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

ご承知のとおり、平成20年から地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行もあるように、地方自治体の財政には、国からも住民からも厳しい目が注がれております。町長も限られた財源の中で、最善のものとして予算案を提案されたこととは思いますが、議会は町長とはまた別に住民の代表として選ばれた者として、十分に論議を重ねることによりまして、住民に納得のいく予算としなければならないと考えております。限られた審査期間ではございますが、効率的に委員会が運営されますよう、委員各位のご理解とご協力をお願い致しまして、簡単であります、ご挨拶と致します。

それでは、只今の出席委員数は8人で、会議は成立致します。

平成26年度予算審査特別委員会を只今から開会致します。

これから、本日の会議を開きます。

委員会の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。委員会に付託されました15議案については、既に提案理由の説明が終了しております。これから審査に入りますが、審査の方法は、議案第8

号から1議案毎に質疑・討論・採決の順で進めてまいりたいと思います。

この取扱いにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、そのように審査を進めてまいります。

委員の皆様にお願ひしますが、質疑については、予算書及び資料のページを示していただくようお願いを致します。

● 議案第8号 知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長(森永 勉)

それでは、日程第1、議案第8号、『知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、谷口君。

◎ 5 番(谷口康之)

昨日の説明で分かったんですけれども、参考のために対象になるうちの役場の人数があるようでしたらお知らせ願ひたいと思います。

◎ 委員長(森永 勉)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(手塚恵一)

ご説明致します。今回の給与調整の対象になる人数については、45歳未満の職員で13名の職員が対象となります。以上です。

◎ 委員長(森永 勉)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようであります。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

討論がないようでありますから、討論を終わります。

これから議案第8号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということでございます。したがって、議案第8号は原案のとおり決定を致しました。

● 議案第9号 知内町と松前町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について

◎ 委員長（森永 勉）

次に日程第2、議案第9号、『知内町と松前町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでございますが、よろしいですか。それでは、質疑がないようです
から質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第9号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり決定を致しました。

● 議案第10号 知内町と江差町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について

◎ 委員長（森永 勉）

次に日程第3、議案第10号、『知内町と江差町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようでございます。討論を終わります。

これから議案第10号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり決定を致しました。

● 議案第11号 知内町と奥尻町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について

◎ 委員長（森永 勉）

次に日程第4、議案第11号、『知内町と奥尻町における電子情報処理組織による戸籍等に関する事務の受託について』を議題と致します。

これから質疑を行います。

5番。

◎ 5 番（谷口康之）

今回、うちの町のほかに松前・江差・奥尻町ということは、奥尻町以外は陸上でつながっているんですけども、奥尻町の場合は、海を隔てているので、何か昨日の説明でありますと、光ファイバーか何かでやるというんですけども、その辺の対応の仕方ということは、同じで考えてよろしいですか。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。今現在ですね、光の占用ケーブル敷設しているんですけども、海底をつながっているということで聞いております。

◎ 委員長（森永 勉）

よろしいですか。5番。

◎ 5 番（谷口康之）

構築したということですか。それとも、これからやって、いつ頃できるという、どうなんですか、その辺。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。現在ですね、住民の基本台帳のネットワークが構築されていまして、その住民ネットワークの光回線で使っている状況にあるということですから、その回線を使うということです。

◎ 委員長（森永 勉）

よろしいですか。1番。

◎ 1 番（西山和夫）

連絡会議等とありますよね、必要に応じてということなんですけれども、今、5番議員の言うように、離島という関係でネット会議になるんですか。

◎ 委員長（森永 勉）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。これまでもですね、6回ほど担当課長・係長で集まって協議を重ねてきておりますけれども、今後につきましてもですね、1年に1回、最低でも1回の連絡会議は必要だということで、そういう組織をつくっておりますので、課長会の中でそういう組織をつくっておりますので、実際に全員が集まってですね、協議をするということになると思います。

◎ 委員長（森永 勉）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第11号を採決致します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり決定を致しました。

● 議案第12号 知内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長(森永 勉)

次に日程第5、議案第12号、『知内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について』を議題と致します。

質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第12号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり決定を致しました。

● 議案第13号 知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長(森永 勉)

次に日程第6、議案第13号、『知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第13号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり決定を致しました。

● 議案第14号 知内町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長（森永 勉）

次に日程第7、議案第14号、『知内町水道事業給水条例の一部を改正する条例について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。ございませんね。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第14号を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり決定を致しました。

● 議案第15号 北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長（森永 勉）

次に日程第8、議案第15号、『北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

質疑を行います。1番。

◎ 1 番（西山和夫）

この条例改正によって、年収910万程度以下、市町村町民税所得割が30万4,200円という、これ以上の世帯は授業料を負担することとなるということなんですけれども、この負担する人数的なものわかるのか。そして、この負担する場合は、どのような徴収方法になるのか。

◎ 委員長（森永 勉）

高校事務長。

◎ 高校事務長（松崎輝幸）

ご説明致します。人数なんですけれども、今、言われていましたとおり、910万円4人家族で町道民税が30万4,200円以上が授業料かかるわけなんですけれども、全国的に言われているのは、北海道の場合ですね、だいたい10%、1割の方がいるだろうということで抑えております。ですから、うちの今、学校の方ですね、60名くらいとなると、6人くらい、6世帯くらいがその該当になるだろう。そのほかの生徒については、就学支援金ということになる見込みになっております。それから、その納め方なんですけれども、従来の授業料を納める方は、うちの方から袋が出ます。授業料の納入の袋に授業料を書いて納めてもらいます。学校通して、うちの町の方に納めるという形になります。それから、就学支援金の方については、申請して

もらいまして、歳入歳出外に入ってきますので、それを一括歳入歳出外から町の方の一般会計の方に歳入として入れると、そういう形になります。以上です。

◎ 委員長（森永 勉）

1 番。

◎ 1 番（西山和夫）

納める場合は、市町村からその授業料の差額分、要は追加の負担分ですね、高額所得者は。その分を町が要するに授業料の徴収を高校がかけるの、町が。

◎ 委員長（森永 勉）

教育次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

市町村民税の所得割30万4,200円を超えた生徒については、授業料を負担していただくこととなります。実際はその学校設置者を町が生徒に保護者に負担を求めるといことで、従来まである授業料の支払方法については、変更ないということでご理解してください。

◎ 委員長（森永 勉）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第15号を採決致します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり決定を致しました。

● 延会宣言

◎ 委員長（森永 勉）

お諮り致します。本日の会議はこれで延会と致したいと思えます。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議はこれで延会とすることに決定を致しました。延会と致します。

（ 延会 午後1時35分 ）